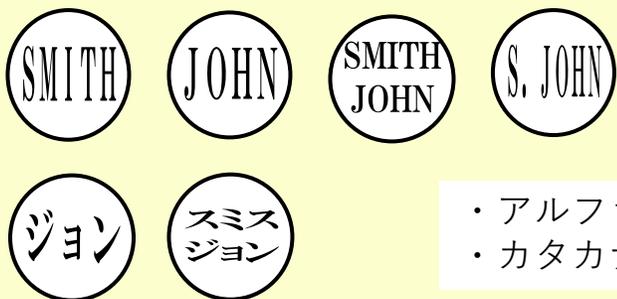


# 外国人の印鑑登録について

在留カードや特別永住者証明書に記載されている氏名の印鑑を登録することができます。  
(住民票に通称名を登録している人はその通称の印鑑を登録することもできます。)

## 登録できる印鑑（漢字圏以外の方）

ex) 氏名「SMITH JOHN」



- ・アルファベットOK
- ・カタカナOK

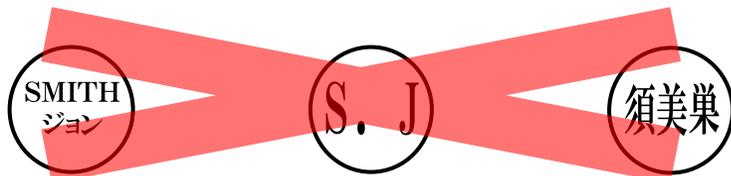
## 登録できる印鑑（漢字圏の方）

ex) 氏名「LIU SIEI 劉 志映」



- ・アルファベットOK
- ・漢字OK（在留カード等に記載のある方だけ）
- ・カタカナNG

## 登録できない印鑑



氏名とカタカナを混ぜたもの

イニシャルだけのもの

登録されていない文字のもの

## <注意事項>

- ・国籍が漢字圏（韓国、朝鮮、中国、台湾）の人はカタカナの印鑑は登録できません。
- ・国籍が漢字圏の人で漢字の印鑑を登録する場合は、在留カード等に漢字氏名が記載されている必要があります。
- ・住民票に通称名を登録している人はその通称での印鑑を登録することができます。